

令和2年度（2020年度）事業計画

[基本方針]

令和2年度は豊中市社会福祉協議会（市社協）の事業に大きな関わりのある介護保険制度、成年後見制度のスタートから20年を迎えます。

この間、両制度の骨子である介護の社会化と措置から契約への移行は国民の間に広く浸透することとなりましたが、一方で生活困窮や引きこもりなど、制度の狭間となる福祉課題が増えてきており、個々の問題はますます複雑多様化している状況にあります。

このような中、市社協では昨年度策定した第4期豊中市地域福祉活動計画（Linkプランとよなか4）の着実な実施に向け、豊中市地域福祉計画と連動させながら地域住民、行政、事業者等と協働した取り組みを推進してまいります。

また、今年度は第3期経営発展強化計画の初年度として、持続可能な組織・財政基盤の強化に努めるとともに、地域共生社会の実現を目指してまいります。

介護サービス事業につきましては、年々介護人材の確保が困難となっており、事業の円滑な実施を行うこと自体、難しくなっておりますが、引き続き効率的な運営に努める一方、地域貢献活動を充実させるなど、市社協ならではの介護事業の展開を行ってまいります。

災害支援の取り組みについて、昨年度は、小地域福祉ネットワーク活動の原点となりました阪神・淡路大震災から25年を迎えました。また、未曾有の被害をもたらした東日本大震災からは10年となります。市社協では近い将来に予測される大規模災害に備えるため、過去から学び、風化させない取り組みを、地域住民ならびに関係機関のみなさまと行うとともに、被災地・被災者に寄り添った支援活動を継続して実施してまいります。

[重点活動目標]

1. 校区福祉委員会活動の充実

第4期地域福祉活動計画をもとに、校区福祉委員会を中心に展開している小地域福祉ネットワーク活動推進事業や福祉なんでも相談窓口設置事業等について、民生・児童委員会など各種団体の協力を得て、引き続き推進してまいります。

「敬老の集い」の実施にあたっては、時節柄熱中症対策等を講ずる必要があ

りますが、将来的な介護予防事業としての視点をふまえ、引き続き実行委員会を中心に検討を行ってまいります。

豊中市では小学校通学区域の変更や学校再編が進められており、校区福祉委員会にとっては事業のみならず、存続自体に影響を及ぼすことが懸念されます。このことを受け、昨年度、市長あてに「校区福祉委員会のあり方検討委員会」として要望書を提出いたしました。今後も市の窓口と連携を密にして、地域福祉コミュニティの継続拡充について協議してまいります。

2. ボランティアの育成・活動の充実

日本各地で甚大な被害をもたらす自然災害が毎年の様に発生する中、被災された方々へ、同じ生活者の立場で支援を行う市民ボランティアの活動が注目されています。昨年度は市社協では小地域福祉ネットワーク活動の源となりました阪神・淡路大震災の発生から25年となり、あらゆる機会を通じ、震災を風化させることなく引き継いでいくことの大切さを学び、共有したところですが、今年度は東日本大震災から10年目となることを受け、引き続き被災地被災者へ寄り添った支援を行うとともに、災害時を想定した平時からの訓練の充実と新たな担い手の確保に努めてまいります。

「とよなか地域ささえ愛ポイント事業」については、社会参加と介護予防の取り組みが進んでおりますが、一方で新規登録者の開拓が課題となっており、広報啓発活動と活動メニューの更なる充実を図ってまいります。

3. 課題解決力の強化・包括的な支援体制の構築

庄本地域福祉活動支援センターを拠点に、地域共生推進員による「学校と福祉の連携」、「外国人支援」、「障害者支援・地域住民支援」をテーマにしたプロジェクトを立ち上げ、課題の共有と多機関が連携した包括的な支援体制の構築に向けた取り組みを行っていますが、今年度は当事者から寄せられた意見やアンケート結果等をもとに、より具体的な支援や役割、居場所の確保等を行ってまいります。

地域共生社会の実現のためには、これまでコミュニティソーシャルワーカーが培ってきた、住民と連携した課題解決の仕組みがより一層必要となります。特にひきこもりや8050問題等、課題が複合化しているケースについては、従来の相談支援の仕組みに加え、アウトリーチを含む早期的な対応が必要となることから、体制の充実化を図ってまいります。

生活支援コーディネーターの取り組みについては、引き続き住民主体の支えあい活動について全校区での展開と、住民等から貸与された土地、建物を活用した定年後の男性の居場所づくりや地域共生推進の拠点としての新たな活動の

広がりを目指してまいります。

生活困窮者支援につきましては、くらし再建パーソナルサポートセンターの取り組みに加え、フードドライブ等を活用した子育て子育て支援につきましても関係機関と連携し、実施してまいります。

4. 権利擁護に関する取り組みの充実

豊中市の成年後見制度利用促進の取り組みの一環として、市社協において権利擁護・後見サポートセンターを設置し、多職種と連携した制度の普及啓発や相談活動、市民後見人の養成支援を行うとともに、判断能力に不安のある方々に対する福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理を行う日常生活自立支援事業を一体的に運営することで、セーフティーネットの一翼を担ってまいります。

また、権利擁護に資する様々な取り組みを行うにあたり、介護事業所等においては利用者の意思決定支援を重視する視点と、関係機関によるチームアプローチを行う必要があることから、専門職ならびに関係機関向けの研修を行うなど検討してまいります。

5. 当事者組織の育成・支援ならびに各種団体との連携強化

老人介護者（家族）の会やひとり暮らし老人の会では校区福祉委員会との連携を深めながら、活動の充実と会員相互の交流を図ってまいります。

また、高次脳機能障害者や発達障害者の家族会等テーマごとの当事者組織を組織化し、それぞれの会の目的に沿った支援とネットワーク化を推進していきます。福祉の店「なかま」につきましては、引き続き運営委員会の自主運営の支援を行ってまいります。

市社協にて事務局機能を担っております団体等が実施する事業と、地域福祉の推進や介護予防の取り組み等を、効果的につなげていく仕組みづくりに寄与してまいります。

6. 中央地域包括支援センターの運営

地域包括ケアシステム構築に向け、定期的に地域ケア会議を開催し、地域ネットワークの構築、自立支援に資するケアマネジメント支援を行います。さらに、通いの場づくりの拡充、高齢部会や地域教室の開催を通じ、個別事案の解決と共に高齢者を支える社会基盤の整備等に引き続き取り組んでまいります。

また、認知症地域支援・ケア向上事業の継続と、司法書士による「高齢者お悩み相談会」を引き続き開催し、高齢者の権利擁護に資する取り組みをより積極的に進めてまいります。

7. 在宅福祉サービスの実施

職員一人ひとりの専門性を更に高めていくとともに、地域住民や各種関係団体・市社協が行う様々な事業と連携を深め、各事業が一丸となって利用者一人ひとりに寄り添ったケア・サポートに努めてまいります。また今年度は、「事業運営の効率化」と「質の高いサービス提供」を活動の中心に据え、居宅介護支援事業所の統合や職員の育成・各事業の普及啓発等の情報発信を積極的に展開しながら、適切な人材確保にも取り組んでまいります。

事業収益を活用した社会貢献活動についても、その取り組みをさらに発展させると共に、人材育成や福利厚生への取り組みの充実を図ってまいります。

【目標数値】

居宅介護支援事業	ケアマネ1人あたり月 29.3 件を担当
訪問介護事業・居宅介護事業	ヘルパー1人あたり月 43.7 時間の訪問援助
同行援護事業・移動支援事業	ヘルパー1人あたり月 41.9 時間の訪問援助
訪問看護事業	看護師1人あたり月 36.3 件の訪問援助

8. 広報・啓発活動の充実

市内全戸配布の広報紙「みんなの福祉」について、年3回の発行を継続するとともに、ホームページや SNS と連動させることで、豊中の地域福祉に関する情報発信の拠点として、内容の充実化と配信の迅速化に努めてまいります。

また、今年度よりインターネットを活用した寄付システムを導入することで、自主財源の確保と適切な運用に努めてまいります。

9. 組織体制ならびに財政基盤の強化

持続可能な市社協の組織、財政基盤を確立するため、今年度を計画初年度とした第3期経営発展強化計画の着実な実施に努めてまいります。

国が推進する働き方改革の内容をふまえ、市社協における職員体制や勤務労働条件の見直しについて、外部の有識者の意見を踏まえ、検討してまいります。

内部統制の仕組みづくりにつきましては、公認会計士による業務支援を得ながら適切に対応してまいります。

人材育成の取り組みにつきましては、人材育成計画に基づく体系的な研修の実施に努めてまいります。

[主要事業]

1. 校区福祉委員会活動の充実

- ・小地域ネットワーク活動推進事業（個別援助活動・グループ援助活動）
- ・小地域活性化モデル事業
- ・福祉なんでも相談窓口設置事業（市受託）
- ・敬老の集い（市補助）
- ・防災・福祉ささえあいづくり推進事業（市受託）
- ・住民主体ささえづくり事業（市補助）

2. ボランティアの育成・活動の充実

- ・ボランティアセンター「ぷらっと」の運営
- ・ボランティアの登録・派遣
- ・ボランティアスクール等各種講座の開催
- ・ボランティア団体連絡会等の支援
- ・災害支援ボランティアの推進
- ・とよなか地域ささえ愛ポイント事業（市受託）
- ・企業団体のボランティア推進

3. 課題解決力の強化・包括的な支援体制の構築

- ・福祉なんでも相談のバックアップ
- ・地域福祉ネットワーク会議の運営
- ・各種プロジェクトの推進
- ・地域福祉活動支援センターの運営
- ・協議体の運営と事業所のネットワーク化
- ・住民主体ささえあい活動の支援
- ・びーのびーの（引きこもりなどの社会的居場所）
- ・フードドライブ・リユース事業
- ・こども食堂ネットワーク
- ・生活困窮者自立支援受託事業（市受託）
- ・生活福祉資金貸付事業（府社協受託）
- ・生活保護受給者の社会的居場所づくり事業（市受託）
- ・多機関協働による地域包括支援体制構築事業（市受託）
- ・庄本介護予防センター跡を活用した福祉総合支援事業（市受託）

4. 権利擁護に関する取り組みの充実

- ・ 成年後見サポートセンター事業（市受託）
- ・ 市民後見人養成事業（市受託）
- ・ 日常生活自立支援事業（府社協受託）

5. 当事者組織の育成・支援ならびに各種団体との連携強化

- ・ 豊中市老人介護者（家族）の会
- ・ ひとり暮らし老人の会及び同連絡会
- ・ 福祉の店「なかま」運営委員会
- ・ 若年性認知症本人と家族の集い「ももの会」
- ・ 豊中市発達障害者の家族の会「一歩の会」子育てグループ「にじいろ」
- ・ 豊中脳損傷家族会「アンダンテ」
- ・ 豊中市民生・児童委員協議会及び同連合会
- ・ 豊中市赤十字奉仕団
- ・ 豊中市献血推進協議会
- ・ 豊中地区募金会
- ・ 豊中市社会福祉施設連絡会
- ・ 豊中市老人クラブ連合会

6. 中央地域包括支援センターの運営

- ・ 認知症対策連携強化事業（市受託）
- ・ 介護等に関する総合相談の実施
- ・ 介護予防支援事業
- ・ 高齢者権利擁護事業
- ・ 地域教室の開催
- ・ 地域支援活動（介護予防おでかけマップの作製）
- ・ ケアマネジャー支援、中央ほっとの開催
- ・ サブセンターの運営
- ・ 通いの場づくり
- ・ 自立支援型「地域ケア個別会議」の開催
- ・ 司法書士による「高齢者お悩み相談会」の実施
- ・ 多職種による「見える事例検討会」の開催
- ・ 若年性認知症支援事業

7. 在宅福祉サービスの実施

・介護サービスセンターの運営

中豊島：居宅介護支援事業（ほほえみ及びほほえみ桜井谷を統合）・
訪問介護事業・居宅介護事業・同行援護事業・移動支援事業・
障害者認定調査事業（市受託）

桜井谷：訪問看護事業

・社会貢献活動の実施（びちびちフェスタの開催、ふれあい出前講座、ケアマネジャー実習・福祉体験の受入れ、事業収益を活用した人材育成活動等）

8. 広報・啓発活動の充実

- ・広報紙「みんなの福祉」発行
- ・市社協ホームページ、フェイスブックの運用
- ・まちかどボランティアボード
- ・各種リーフレットの発行

9. 組織体制・財政基盤の強化

- ・理事会、評議員会
- ・総務部会等各部会、委員会
- ・賛助会費会員制
- ・組織構成会員
- ・自主財源の確保、寄付システムの運用（新規）
- ・人材育成計画の推進
- ・基金の運用
- ・第4期地域福祉活動計画の推進
- ・第3期経営発展強化計画の推進